

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針の一部を改正する基本方針を次のように定める。

(令和2年7月31日旭川医科大学)

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針の一部を改正する基本方針

特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（平成27年10月1日旭川医科大学）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>3 問い合わせ先 総務部総務課文書法規係（開示請求・苦情相談を含む。） TEL 0166—68—<u>2296</u>（直通）</p> <p><u>附 記</u> <u>この基本方針は、令和2年7月31日から実施し、改正後の3は、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 令和2年4月1日付けの事務局組織の改組の伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>3 問い合わせ先 総務部総務課文書法規係（開示請求・苦情相談を含む。） TEL 0166—68—<u>2118</u>（直通）</p>